

67 明治義塾法律学校教員解約届 (明治十八年三月)

(欄外注記1)

明治十八年三月三十一日 日受
三十一日出

七等属布施仲男(印)

知事 書記官 学務課(埴原印)(庵地印)

学校教員解約届書下戻之件

明治義塾法律学校教員

馬場辰猪

右解約候旨別紙届出候然ルニ教員変更等ノ節ハ願出ツヘント成
規明文有之候義ニ付一応該区役所迄左按照会相成可然哉相伺候
也

神田区长
学務委員 宛

課長

別紙明治義塾法律学校教員馬場辰猪解約候旨届出之処右者十七
年八月甲第三十二号達中第二章第十二条ニ拠リ学校長教員等ヲ
変更増減セント欲スルトキハ当庁ニ願出ヘント明文有之候ニ付
別紙届書ハ願書ニ(抹消)改メ差出候様御取計有之度此段及御照
会候也

(欄外注記1)

「四月二日付記録科」「四月四日送達」

〔明治十八年 回議録第七類 各種学校書類 学務課〕

615
A4
5〕